

海上の森の保全の方向、具体的方策等について

(たたき台)

第2回 海上の森保全活用計画検討委員会

平成16年12月22日(水)

目 次

基本的考え方	1	
現状と課題		
1 海上の森の現状	2	
2 里山学びと交流の森づくりの取組	4	
3 課題	5	
保全活用計画		6
保全活用のための具体的方策		
1 県民との協働	7	
2 広報啓発、情報提供、コミュニケーション	7	
3 調査の実施	8	
4 ルール、マナーの普及	8	
5 指導者の育成	8	
6 立入の制限	9	
7 活動拠点の設置	9	

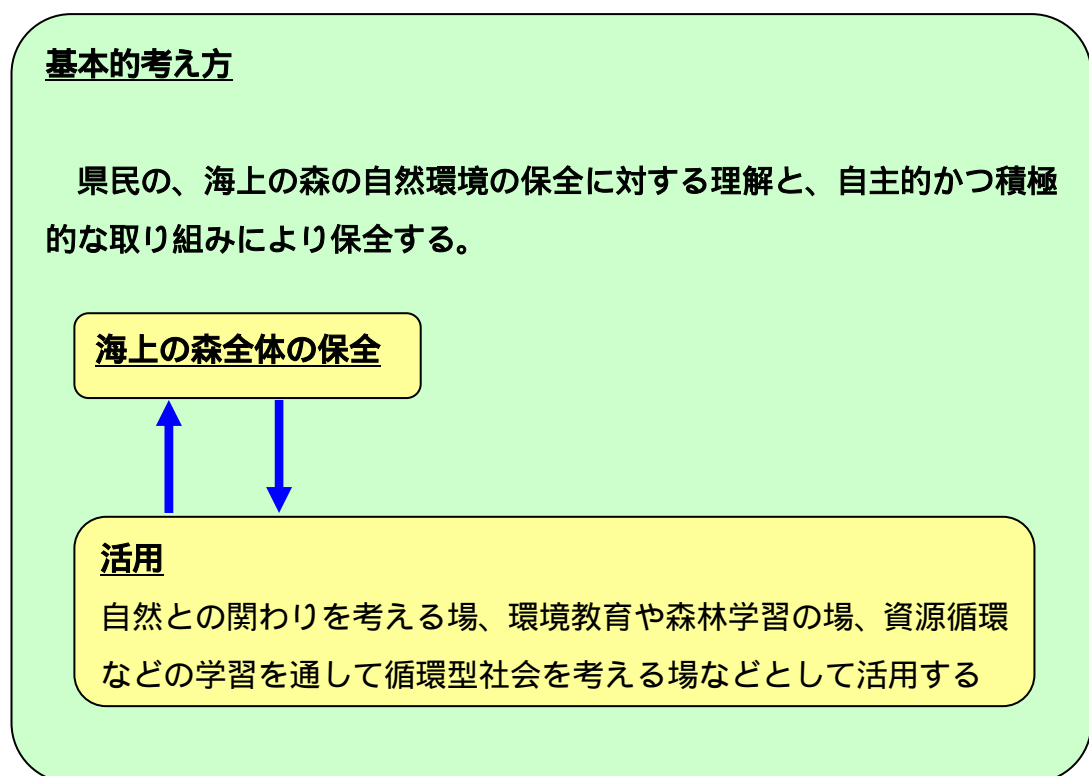
基本的考え方

海上の森は、都市の近郊にありながら、広くまとまった森林と、農地、水辺等があり、多種多様な動植物の生息及び生育する里山である。

多様な自然環境を保全しながら、自然との関わりを考える場、環境教育や森林学習の場、資源循環などの学習を通して循環型社会を考える場などとして活用することにより、県民の理解と参加を得ながら、保全と活用が一体となった取組を進めていく必要がある。

このため、できるだけ、規制的手法によらず、県民の、自主的かつ積極的な取り組みを促進し、保全に導いていく手法を導入することを提案する。

【基本的考え方】



現状と課題

1 海上の森の現状

海上の森は、瀬戸市の南東部に位置し、名古屋中心部から東方約 20 km にある。

都市の近郊にありながら、広くまとまった森林とその中に農地、水辺等があって多様で身近な自然環境がある。

長い歴史の中では、人とのかかわりにより、変遷してきた。時には、過度な利用により荒廃し、復旧対策と自然の力により回復してきた歴史もある。博覧会計画の議論の中で、多くの人の注目を集め、自然の関心呼び起こす場ともなった。海上の森は、将来にわたり保全されることとなった。海上の森の自然や文化を将来にわたり継承するための持続的なかかわりが求められている。また、博覧会計画の検討の中で多くの自然情報が蓄積された。

【地形、地質】

最高標高は約 400 m、最低点は約 100 m。全体的に東が高く西が低い地形

東部を北東 南西方向に猿投北断層が走る。全体的には、これより東が猿投山塊の南縁を構成する山地地形（花崗岩で構成）、これより西側は丘陵地形（花崗岩を基盤に第三紀の砂礫層が覆う）が広く分布、丘陵地の開析は進んでいる。

第三紀の砂礫層の分布域は、表層土の発達が悪く、せき悪な土壤となっているところが多い。貧栄養の湧水に涵養される小規模な湿地が点在する。

【植物】

花崗岩の地域は、スギ・ヒノキ人工林、落葉広葉樹二次林が、第三紀の砂礫層の地域は、アカマツ林、落葉広葉二次樹林が大半を占めている。

コジイ等の常緑広葉樹林が僅かに点在する。里の地区には、水田等がある。

湿地や水路周辺には、希少な植物や地域に固有の植物等が生育する。

自然環境を反映した多様な植生に加え、南方系のミズスギ等や北方系のヤチスギラン、ヌマガヤ等（気候的要素）、東海丘陵要素のシデコブシ等、日本海要素のタニウツギ等（地史的要素）色々な要素の植物が混在して生育している。

【動物】

地理的条件や地域の自然環境を反映し、多様な動物が生息している。哺乳類 23 種、鳥類 133 種、両生類 12 種、爬虫類 13 種、魚類 16 種、昆虫類 2314 種が確認されている。

2 里山学びと交流の森づくり

県は、海上の森の保全と活用を図るため、平成15年11月、取組の基本的方向である「里山学びと交流の森づくりの取組」を公表している。

その中で、海上の森は6ゾーンに区分され、長期的な保全管理方針に沿って、保全活用計画をたて、その特性に沿った保全と活用を図ることとされている。

また、自然環境保全のための法的な位置づけとして、生態系保護ゾーンにおいて、特に自然環境の保全を要する区域については、「自然環境の保全及び緑化に関する条例」に基づく、県の「自然環境保全地域」に指定することとされている。

(参考:ゾーン区分と活用展開)

ゾーン名	区域	活用展開
施設ゾーン	拠点施設・ゲート施設一帯	自然学習・環境教育 情報提供・県民交流
ふれあいの里ゾーン	集落・農地を中心とした区域	里山保全のあり方探求 県民の参加交流のあり方
生態系保護ゾーン	屋戸川・寺山川流域及びその北部の区域	自然環境の保全 生物多様性の保全
恵みの森ゾーン	北側一帯の広葉樹林を主体とした区域	雑木林の保全技術の確立 雑木林への理解醸成
循環の森ゾーン	人工林を中心とした区域	人工林の育成と活用 林業に対する理解醸成
野鳥・古窯の森ゾーン	吉田川流域の広葉樹林を主体とした区域	野鳥の保護・環境学習 歴史文化学習

3 課題

海上の森の保全については、以下のような課題があると考えられる。

(1)生態系保護ゾーン以外の自然環境の保全

生態系保護ゾーンは、貧栄養な湧水に涵養される湿地が多数存在する等、特異な動植物が生育し、一体的にまとまって保全すべき区域である。

しかし、その他の地域においても、同様の希少な種や保全すべき自然環境が点在する。その保全及び地域全体の保全を考える必要がある。

(2)自然遷移

自然は変化するものである。自然の成り立ち、現状の把握、将来の目標を考えて保全策等を検討する必要がある。

(3)移入種(外来種)

ブルーギル、アライグマなどの移入種の生息が確認されており、在来の生態系への影響が危惧される。

(4)踏み荒らし等

小規模で脆弱な湿地への立ち入りによる自然環境の劣化や、歩道や林地へのマウンテンバイク走行による土壌流亡や歩道の拡大等、自然環境への影響が問題となっている。

(5)野生動植物の捕獲、採取

希少動植物の捕獲・採取等の問題がある。

(6)里山環境の維持

身近な自然である里山の有用性が広く認識されてきているが、里山景観やその自然環境の維持のためには適切な管理が必要である。里の地区の農地を始めとして利用されない土地が増えており、里山環境の維持ができない現状になっている。

(7)利用の頻度

森林管理や自然環境の保全を県民参加で行うことは、意義あることであるが、技術者や個人で利用する一般的な低密度の管理に比べ、多人数の入り込みによる作業のため、自然環境に対する負荷が大きい。

保全活用計画

保全活用計画の策定に当たり留意すべき事項は、以下のとおり提案する。

【計画策定に当たり留意すべき事項】

事前に植生や地形、土壌条件など、自然環境の状況を調査した上で、計画を立てる。

専門家の意見を聴く。なお、計画に基づき実際に活動を行なう場合においても、必要に応じて専門家の意見を聴く。

県民の意見を反映させるようにする。

今後指定が予定されている県自然環境保全地域における保全計画と整合したものとする。

希少な野生動植物の状況の把握に努め、特に保護すべき野生動植物については、特段の保護措置を講ずるようにする。

種の保護だけでなく、その生息、生育環境を一体的に保護したり、その回復・再生を図ることも必要である。

移入種の放逐や移植などは、控えるようにする。

里山保全活動や自然観察等の実施に当たっては、自然環境への負荷を最小限にとどめるようにする。

保全活用のための具体的方策

保全活用のための具体的方策として、以下のとおり提案する。

1 県民との協働

海上の森は、県民の身近な里山であり、その恩恵を被る県民が自ら参画し、その創意で多様な自然を保全活用することは、非常に重要である。

また、里山保全活動は、地域に密接に関連しており、住民の参加、協力が不可欠である。

里山保全活動や間伐作業などの維持管理活動、さらに、自然観察会や環境教育の実施においても、県民の自主的かつ積極的な参加、協力を促進することが必要である。

【具体的方策の例】

県民参加が増えるよう魅力ある活動内容を検討すると同時に、参加する県民の資質の向上を図る。
活動内容を十分調整する。

2 広報啓発、情報提供、コミュニケーション

県民の自主的にかつ積極的な参加、協力を促進するためには、海上の森の保全及び活用の必要性、県民参加による取組の重要性などの理解を深め、関心を高めることが不可欠である。

【具体的方策の例】

広報啓発活動を積極的に行なう。
展示、案内など、情報提供を充実させる。
環境学習等を通じた自然とふれあう機会を創出する。

3 調査の実施

効果的な保全を実施するためには、継続的な調査を実施するなど、海上の森の正確な状況を把握することが必要である。

また、専門家・有識者から、調査結果への対応や、保全活用施策について意見を聴くことができる体制を強化しておく必要がある。

【具体的方策の例】

継続的な調査を実施する。
希少野生動植物の生息・生育情報などを整理する。
調査結果を公表するなど、県民への情報提供を行なう。

4 ルール、マナーの普及

海上の森は、都市の近郊の身近な自然であり、県民の理解と参加が不可欠である。推進員の設置などによりマナーの普及を充実させ、県民が主体となった保全活動が行なわれるような仕組みづくりが必要である。

【具体的方策の例】

海上の森で守るべきルールを作り、マナーの普及を図る。
推進員を設置するなど、マナーの普及体制を整備する。
推進員などの資質の向上を図る。

5 指導者の育成

様々な活動フィールドや活動プログラムに応じた、多くの優れた指導者やスタッフを養成することが不可欠である。

【具体的方策の例】

指導者、スタッフを計画的に育成する。
指導者、スタッフの段階的な資質の向上を図る。

6 立入の制限

基本的には、環境教育やマナー指導などにより、自主的、自発的な行動を促すことが重要であるが、木道などの観察施設を整備することにより、人の流れを誘導し、人為的な影響を最小限に止めるなどの措置も必要である。

【具体的方策の例】

自主的、自発的な行動を促進する。
木道など観察施設を整備して、人の流れを誘導する。

7 活動拠点の設置

海上の森での活動の中心的役割を担う拠点施設であるが、この施設の設置や運営については、以下のような配慮が必要である。

【配慮すべき点】

調査情報機能や参加交流機能を十分に生かせる開かれた施設とする。
活動フィールドや活動プログラムに応じて、里山サテライトやゲート施設など他の施設と相互連携して一体的な運営を図る。